

余市町有害鳥獣被害防止対策支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、有害鳥獣による農業被害を防止するため、有害鳥獣被害防止対策設備を購入する者に対して、その経費の一部を補助するために交付する有害鳥獣被害防止対策支援事業補助金（以下「補助金」という。）について、余市町補助金等交付規則（平成30年余市町規則第4号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 有害鳥獣 ヒグマ、エゾシカ及びアライグマをいう。
- (2) 有害鳥獣被害防止対策設備 有害鳥獣による農業被害を防止するための電気柵、箱わなをいう。
- (3) 電気柵 有害鳥獣の圃場への侵入防止を目的とするものをいう。
- (4) 箱わな 特定外来生物であるアライグマの捕獲を目的とするものをいう。

(補助金の交付対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。

- (1) 町内に住所を有する者であって、町内において営農する経営体
- (2) 有害鳥獣被害防止対策設備の設置場所として、自らが常時管理できる自己所有地又は土地所有者から同意を得た場所に設置できること。

(補助対象事業及び補助対象経費)

第4条 補助の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、有害鳥獣による農業被害を防止するために、有害鳥獣被害防止対策設備を購入するものとする。

2 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」）は、新たに購入する有害鳥獣被害防止対策設備とし、当該設備の設置に係る人件費及び既に設置している電気柵、箱わなの補修用部品等については、補助対象外とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内の額（1,000円未満の端数は切捨て）とし、その上限額は次の各号に掲げる有害鳥獣被害防止対策設備の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 電気柵 5万円（同一年度につき1回に限る。）
- (2) 箱わな 1万円（同一年度につき1回に限る。）

(申請書の添付書類)

第6条 規則第3条の町長の定める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 見積書の写し(2社以上)
- (2) 設置場所位置図
- (3) 納税対応状況申出書(第1号様式)
- (4) その他町長が必要と認める書類

2 補助金の交付申請をするに当たっては、補助金における消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額の金額(以下「消費税等仕入控除税額」という。)を減額して交付申請しなければならない。ただし、当該申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(維持管理の義務)

第7条 補助金の交付の決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、有害鳥獣の捕獲、侵入防止対策に努めるとともに、有害鳥獣被害防止対策設備の機能が良好な状態で保持できるように維持管理し、また、使用に当たっては事故等に対し、十分に配慮しなければならない。

(実績報告書の添付書類)

第8条 規則第14条の町長の定める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 領収書の写し
- (2) 設置状況を証明できるもの(設置写真等)
- (3) その他町長が必要と認める書類

2 第6条第2項ただし書に該当する補助事業者は、実績報告書を提出するに当たって、補助金の消費税等仕入控除額が明らかになった場合には、これを補助対象事業の補助対象経費から減額して提出しなければならない。

3 第6条第2項に該当する補助事業者は、実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金の消費税等仕入控除税額が確定した場合には、その金額(前項の規定により減額した補助事業者については、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を余市町有害鳥獣被害防止対策支援事業消費税等仕入控除税額報告書(第2号様式)により速やかに町長に提出するとともに、これを返還しなければならない。

(財産の処分の制限期間)

第9条 補助事業により取得した有害鳥獣被害防止対策設備の規則第23条ただし書の町長が定める期間は、次に掲げる有害鳥獣被害防止対策設備の区分に応じ、

それぞれ当該各号に定める期間とする。

- (1) 電気柵 設置完了日から5年
- (2) 箱わな 設置完了日から3年

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。